

防災対策条例調査特別委員会

(平成29年8月29日)

○ 小林博次委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまから防災対策条例調査特別委員会を始めさせていただきます。

この前は名古屋大学の視察、ご苦労さんでございました。

事項書に沿って進めたいと思います。

きょうは条例をつくっていくに当たってのたたき台をお示しさせていただきます。それと、その中に入れる要望事項を皆さんに提出していただくようお願いをして、口頭と文章で来ておりますので、順次ご紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、この前の視察にせっかく行っていただいて、何かご意見があれば出していただきたいなと思います。

副委員長のほうからここで何かやるんやな。

○ 荻須智之副委員長

現場で出ました、この地区で過去に起きている大きな地震災害に対する認識がちょっと甘いなと思いましたので、その事例を資料としてそろえていただきましたので、それと、もう一つは、現場の実験でも見せていただきましたけど、軸組みの在来工法の建屋が倒れるような場合というのは、今回の南阿蘇村のアパート倒壊が接合強度とか壁量の不足ということで、そういう記事も一緒にそろえていただきましたのでご覧ください。

特にアパートの倒壊が東海大学の学生寮を兼ねていたものですから、学生が何人か亡くなっておるんですが、それほど古い建物でもないんですが、阪神・淡路大震災の前となるとやはり弱いのかなというのがよくわかりまして、今回の視察先に割と近いところ。

過去の地震の資料は、裏表になっておりますので、裏面が最近、この100年ちょっとぐらいの大きい地震なんですけど、ご覧いただけますでしょうか。

とりあえず資料については以上でございます。

○ 小林博次委員長

後で見ればいいの。ここで何かやるの。

○ 萩須智之副委員長

資料、これに合わせてご意見も賜ればと思うんですが。

○ 小林博次委員長

後ほどご検討いただいて、質問とかあれば、また次の機会でもよろしくお願いをしたいと思えます。

特に視察した感想か何かあれば。なければまた後ほどの議論の中でお出しいただくとありがたいと思えますので、先に進めさせていただきます。

それでは、本題の（仮称）四日市市防災対策条例、これの構成のイメージ図がタブレットの02議会事務局の1分の1で配信されておりますので、もう既に見ていただいているかと思えますから、こういう枠組みで条例文をつくっていききたいなど。

ちょっと事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

タブレット、先ほど委員長からご紹介いただきました02議会事務局、横判の一枚物となります。ご覧ください。

条例構成のイメージ（たたき台）と左上にタイトルがございますが、今後の防災対策の基礎となります基本条例の制定に向けたご検討に当たりまして、これまでのご議論や委員の皆様からの提案内容、他自治体の事例研究なども踏まえまして、条例に盛り込むことが考えられる事項について、正副委員長のほうで本日の議論のたたき台として大きな枠組みということで整理いただいた内容でございます。

それでは、まずページの一番左側をご覧ください。

条例の大きな構成、考えられます枠組みといたしまして、上から前文、あと条例の基本的な事項を定める総則、それから、災害予防対策、災害応急対策、一番下が災害復旧・復興対策として整理させていただいております。

他自治体の条例を見ますと、自助、共助、公助というくくりで理念的な条例の作り方をしている事例も幾つかの自治体で見受けられますけれども、今回の特別委員会ではより実施的な政策条例を目指していくという考え方のもとに、災害への具体的な対策につきまして、平時からの予防対策、発災直後の応急、被災後の復旧・復興という時系列で分けた

形での大きな構成立てとしてございます。第3回で事例研究いただいた岡崎市につきましても、このような形での条例構成というふうになってございました。

次に、横軸でございますけれども、一番右側に条例に盛り込むかどうかを既に確認した事項、それと、今後盛り込むかどうか検討を行う事項を右左と分けて表しております。

一番右側には盛り込むことを確認した事項としてアンダーラインで緊急輸送の確保と記載しております。こちらは前回の特別委員会において論点としてご議論いただきました項目でございます、委員会の中で条例に盛り込んでいくということを確認いただきましたので、こちらに整理をさせていただいております。

なお、緊急輸送の確保に関する項目の中で、米印四つございますけれども、道路、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の指定、道路の啓開、車両の調達などが主に議論されましたもので、その旨記載されております。

上の二つにつきましては、事前の予防対策となりますので、下の二つ、発災直後の応急対策である道路啓開、車両の調達と上下に分けて記載させていただいております。これらのご議論、内容をもとに、今後緊急輸送道路の確保につきましては、条文の具体的な内容のご検討を進めていただく形になるかと思っております。

次に、左側、条例に盛り込むかどうかを検討する事項、大きな括弧内をご覧ください。

まず、前文でございます。多くの自治体におかれましても、基本条例における前文は設けられておりますけれども、本市の基本条例の制定に当たっては前文を設けていくかどうか、また、設ける場合にはどのような内容としていくのかご議論をいただくということになるかと存じます。資料に記載がございますように、災害に強いまちづくりへの決意、四日市の特性を踏まえた防災対策の必要性などが考えられるかと思っております。

次に、その下、総則でございます。こちらには条例に係る基本的な事項を定める条項が盛り込まれることが想定されまして、記載してあります項目について、多くの自治体の条例にもありますように、条例の目的、基本理念、あと、防災の担い手となる主体である市や事業者、市民などの責務や役割を定める規定、それから、地域防災計画と条例との関係性を明記するような地域防災計画への反映に関する規定などが考えられます。このような項目を盛り込むのか、どのような内容とされるのかについて、今後ご議論をいただくこととなると思っております。

次に、その下になりますけれども、条例に盛り込むかどうかを検討する事項のうち、政策提言を行いました七つの方策に関する事項、それと、委員の皆様からご提案のあった項

目を網かけで（A）と（B）であらわさせていただきます。

（A）七つの方策に関する事項につきましては、上から七つありますけれども、①避難所の情報がいつでもどこでもわかる広報ツールの作成、これは条例上、情報の収集、提供の事項の中で条例に盛り込むか、あるいは直接的な文言までは盛り込まずに逐条解説への記載や条文の趣旨に読み込ませるといようなことも考えられるかと思えます。

同じように②津波到達ラインを示す標識の設置、これについては津波対策。

③国に対するコンビナート・港湾区域におけるコンテナ等の流出対策の提言、これは国、県等との連携。

④活断層周辺区域における公的施設等の建築規制、これにつきましては活断層直上付近の建築規制。

⑤住宅耐震化対策の未実施世帯への戸別啓発、これについては既存建築物の耐震化等。

⑥小型無人機（ドローン）を活用した被災状況の把握については、ドローンの導入に当たって、自前の職員の技能向上のための防災訓練等の実施でありますとか民間事業者との連携のための協定の締結、また、情報収集、提供の事項の中での条例化の検討が考えられるということでございます。

⑦支援物資を速やかに配送するための実行計画の策定、これにつきましては物資の確保、供給でありますとか自主防災組織等、ボランティアなども含めてですけれども、これらへの支援の事項の中で条例に盛り込むか、条文の趣旨に読み込ませることなどが考えられるかと思えます。

また、その下、（B）につきましては、委員の皆様からのご提案事項として、今後の検討内容でございますけれども、一番上、石油コンビナート特有の危険を考慮したコンビナート地区防災マップの作製検討、これについては石油コンビナートの防災対策という事項の中で条例に盛り込むかどうかなどのご検討が考えられます。

そのほか2番目、タイムラインの活用、これにつきましては業務継続計画という事項の中で、また、災害気象情報の有効活用につきまして、もう一つ、災害情報の地理情報のシステム化、これにつきましてはともに情報の収集、提供という事項の中で条例に盛り込むかどうか等の検討をいただくことが考えられます。

なお、これらの（A）と（B）のそれぞれの事項につきましては、今後ご議論の中で条文として入れていくことになった場合の内容に応じて予防、応急あるいは復旧・復興とそれぞれ仕分けして条文を構成、落とし込んでいくような形となるかと思えます。

また、これまでご説明申し上げた事項以外で、本市地域防災計画に記載のある主な項目につきましては、点線括弧内に記載のとおりでございます。

まずは、本日は大きな条例の枠組み、条例制定に向けた方向性につきましてご議論をいただけたらと存じます。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

聞いていただいたように、このたたき台はまた持って帰っていただいて一遍検討いただいて、また次回にという感じになりますが、考え方としてこの条例に前文をつけるのかどうか、これは確認、きょういただきたいなと思うんです。前文があったほうが条例が締まるやろうなというふうに思いますから、皆さんの感想を聞いて集約したいと思います。

それから、総則の中で条例の目的と条例の理念、これはきちっとしたもんが要るんと違いかなど、こんなふうに思います。集約はまた、この輪郭と一緒に集約したいなと思いますが、持って帰って考えていただいて、次に集約したいなと、こんなふうに思います。

それから、皆さん方からいただいた提案で、これは今後の検討内容（B）で今説明したように、石油コンビナートの防災マップだとかタイムラインだとか気象情報の活用だとか、それから、被害状況の地理情報システム、こんなことが検討内容で、それから、きょうまた新たに伊藤委員のほうからと、それから、山口委員のほうから文章と口頭で出しておいてあります。これで今後の検討内容と、こういうところに入っていくかというふうに思います。

それから、それ以外の方も議論をしながらまたご提案いただくと、内容がより深まっていくと、こんなふうに思っていますので、きょうとしてはそんな感じで整理をさせていただきたいと思います。

一つだけ、最初に戻りますが、前文をつくるかどうかで、つくりたいというふうに思っていますが、それでどうでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、つくるということで確認させてもらって、それぞれ余り長い文章を書かれるとちょっと読むのが大変ですから、前文にはこれぐらいのことは入れようよというやつをお互いが考えて、後でまたそれを集約、整理して文章化していく、こんな作業をしたいと思います。ですから、また帰られたら、こんなことを入れてほしいということを考えてご提案いただきたいなど、こんなふうに思っています。

輪郭はこんなところでよろしいか。また、議論してずれる可能性があるかも知れません。議論をして、余り細か過ぎるから条例に入らん、これを政策要求にするだとか、そういう仕分けが後ほど出てきますから、余りかたい話でなくて、そういうバランスをとって対応していきたいなど、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、そんなことでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、そんなことで進めさせていただきます。

理事者のほう、何か意見ありますか。

条例をつくるのは議会が旗振っていますが、四日市市としての条例になりますから、皆さん方も忌憚のない意見を出していただき、いいものがつくればと、こんなふうに思っていますので、一言、二言。

○ 山下危機管理監

済みません、危機管理監の山下でございます。

今回、条例のご提案いただく中で、行政との、委員の皆さんからいただいた意見とうちの意見のすり合わせといたしますか、こういったところの場というのはある程度持っていたくということでよろしいのでしょうか。

○ 小林博次委員長

可能な限り意見を聞いてもらって、皆さんも必要ならその場所で意見を出していただく。あと、また事務局で詰めをしますから、その作業のときにご参加いただいて、きちっと中に織り込んでいく、そんなことで、またそれをもって次に議論していく、こんな進め方に

したいと思うので。特にこれはしてくれということがあれば、これはあらかじめ聞かせておいていただくと、委員の皆さんでご論議いただける、そんなことがあるかと思うので、その節々で配慮させていただきます。

何かありますか、いいですか。

それと、申し忘れていました。きょうインターンシップで学生さんが後ろで傍聴しておられますので、張り切って審査をしてください。

それでは、この項はこの程度にとどめて、持ち帰ってまたということにします。

それで、あと……。

○ 樋口博己委員

済みません、前文をつくるということで確認いただいたと思うんですけども、前文で、個々に調べりゃわかるという話なんですけど、ちょっと二、三、他の自治体で前文こんなんがあるというのがあれば、参考に後ほど配信いただけると、それをちょっと参考にできるかなと思います。

○ 小林博次委員長

ちょっとだけ今あるか。持っていないな。また後ほどやね。

また資料として配信をさせていただきます。できるだけ事前に配信を。

そうしたら、どうしようかな、次進めて、山口委員、口頭で出しますか。

○ 山口智也委員

済みません。本来書面で提出すべきだったんですが、口頭で申しわけございません。

今、今回条例構成のイメージを出していただきましたので、非常にイメージをつかみやすくなりましたので、本当にありがとうございます。

その条例に盛り込むかどうか検討すべき事項と、そこら辺が整理されてきたのでわかるんですけども、ちょうどその図の中央あたりにあります、左記以外で地域防災計画に記載のある主な事項というところがありまして、これを今回の条例に入れるかどうかというところなんですけど、先ほどもお話しありましたように、地域防災計画との整合性とかすり合わせのこともあるので、やはりこれはせっかく条例をつくるのであれば、これまで議論してきた七つの方策や、今回新たに皆さんがご提案いただいた内容に加えまして、地域防

災計画に記載のある内容も入れるべきではないかと思っております。

その上で、例えば避難対策ですとか要配慮者への支援というのが地域防災計画にあるわけですけども、例えばこの部分で福祉避難所の充実であったり、避難行動要支援者名簿の推進であったりというようなことをこの委員会の中で議論をしながら肉づけをしていくようなことができないかというふうに思っております。

また、イメージ図の右端にあります、盛り込むことを確認した事項というところの緊急輸送の確保の部分では、例えば緊急輸送道路を確保するために無電柱化を推進するであるとか、そういったことも今後肉づけしていけないかというふうに思っております。口頭の説明でわかりにくいかもわかりませんが、そのようなことを今考えております。

以上です。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

地域防災計画のやつ、そこ、入っていないな。この前、話しておったの。同じようなことを議論しておった、ここにちょっと入っていないみたい。そういうのをたたき台の中に入れて論議をさせていただきたいと思っております。

それから、緊急輸送対策についても、この資料の中に問題提起させて、一番端っこにあります。きょうもまたご説明いただきます。

話題が出たところで説明いただこうかな。緊急輸送道路の件で、その説明、あるんやな。

そうしたら、後ほどまた、きょう用意しておるみたいですから説明させていただく。

そうしたら、その前に伊藤嗣也委員から提案された内容、ちょっとご説明いただけますか。

資料配ってください。

それでは、説明いただけますか。

理事者のほう、渡りましたか。

じゃ、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

一番最初やったと思えますけれども、盛り込む項目の条例提案がありましたらという委員長のお計らいで提出させていただきました。

きょうのたたき台の中で一部含まれておるところもあるかと思いますが、まず5項目、提出させていただいたわけでございます。

まず、1枚目の上ですが、総合的なハザードマップをつくるべきではないかと。本市においては、水害とか津波のマップはつくられています。県においては、土砂災害であったり、活断層であったり、液状化であったり、それ辺は県のほうでいろいろ出ているわけですが、いろいろなものがある中、一つ、できればなるべく集約したものをつくって行って、あと、地域の特性、沿岸部、内陸部といろいろ住んでいるところによって違いもあると思いますので、地域にあった形のものをつくっていくということが求められるのではないかと、ということがあったほうがいいんじゃないかということでご提案させていただきました。

下の段でございますが、それに基づいた公共や民間施設の立地とか、その辺のことでございます。活断層、これ、名古屋大学でも見せてもらいましたが、やっぱり非常に恐ろしいというふうに感じました。活断層周辺において、公共施設等の建築規制というものをやるべきものは必要だというふうに改めて認識しました。また、活断層周辺だけでなく、水害や土砂災害等の危険がある区域も公的施設の立地場所としてはいかなるもんかということを感じましたので、その辺も含めたことを条例に反映させるべきでないかと。少し細かくなりますが、津波避難タワーのように逆に沿岸部に必要なものもちゃんと公的施設としては必要だということも何かの形でわかるようにしたいなという思いでここに書かせてもらいました。

また、民間施設におきましては、やわらかくで結構ですので、啓発をしていくようなことも必要ではないかというふうに感じて、この2項目めとさせていただきます。

次のページでございますが、ハザードマップを要因といたしました津波到達ラインを示す標識の設置が今提案されておられるわけですが、活断層の位置を示す標識も必要ではなかろうかというふうなことを思っております。例えば津波は、今いろいろ貼られておりますが、活断層は赤、土砂災害は緑とか、そのような複数の災害を想定した標識等の設置を検討すべきではないかというふうに考えております。

それから、活断層には幅があるということも、これは名古屋大学に行かせてもらってよくわかったわけですが、その辺でなかなかここに明確な位置がわかりにくいところ、要は高低差、極端に高さの変化で活断層がわかるところもあれば、非常にわかりにくいところもある中、現在まで調査されておるところにおいて、調査結果をもとに大体この辺にあるということで建築規制とか標識の設置を行うべきではないかということでございます。

最後にですが、これも副委員長のほうが名古屋大学のほうに行かれたときにこの辺のことを事前に話していただいていたわけですが、私としまして浜園地区を災害が起こったときの船の物流の大切な場所というふうに考えておりました、国道23号が近くにありますし、浜園地区を物資の基地として考えるべきでないかと、土地の利用の転用も検討して、災害時の救援物資がスムーズに輸送できる港湾計画というものも考えるべきではないかということをご提案させていただきたい。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

またこれも持って帰ってご検討いただきたいと思いますと思いますが、政策的なこともかなり入っているかと思うので、後ほどまた整理をさせてもらいたいと。

ただ、活断層のところなんです、この文章で正確な位置を特定するのは不可能に近いと。正確な場所って、今ここに活断層があるというのは地図上で示されていますが、それが各町の地図になると全然わからない。

だから、そのあたりがもうちょっとわかるような、それと、過去の断層があっても、それよりも広がる可能性もあるわけで、だから、そういうもろもろの問題を含めてまだちょっとわかりにくいなという感じがあるので、そこら辺がもうちょっと、うちを建てたいのに、あの地図を見ておたらどこかわからへんというんじやちょっと話にならんから、そのあたりの話が話題として今まで出ておったので、そういうご理解をいただいております。

ご指摘いただきましたように水害だとか津波だとか、それから土砂災害、それから液状化、こういうものも後ほどの議論の中で議論があるかと思っておりますので、そのときよろしくお願いをしたいと思います。

この項は持ち帰ってまた、それから、今出されていない人もまた遠慮なく出していただくようお願いして、ただ、余り長い文章を書かれると、ここに入れ込むのに難儀するから、そのあたりだけご配慮いただきたいと思います。

その次に進めたいと思います。

その次の項としては、資料03、4分の1、都市整備部の前回の質問事項に対して調べていただきましたから、説明をいただきたいと思います。

誰が説明してくれるのかな。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

タブレットのほう、ファイル03の都市整備部を開いていただきますようお願いします。

私からは前回確認のあった事項についての緊急輸送道路の耐震化状況について説明させていただきますが、よろしかったでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤建築指導課長

では、タブレット4分の3ページをごらんください。

緊急輸送道路の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化状況としまして、現在、耐震診断の義務化対象路線となっているのは第1次緊急輸送道路で、平成27年12月25日に三重県にて指定されました。耐震診断を行い、平成33年3月31日までにその結果を所管行政庁である四日市市へ報告することを義務づけております。

その第1次緊急輸送道路沿いにある対象建築物の棟数としましては41棟ございます。中央の表に路線ごとの内訳を示してございます。対象となる路線は、国道1号、国道23号、国道164号、市道（四日市中央線）、臨港道路の千歳1号幹線で、全体としましては、対象41棟のうち、耐震補強済みのものが8棟、耐震補強は未了で、耐震診断が済んでいるものが6棟、耐震診断をまだ行っていないものが27棟というような状況となっております。

次に、参考までに通行障害既存耐震不適格建築物とはどういったものかを改めて図で示させていただきます。道路幅員が12mを超える場合は、建物が倒壊した場合に道路の半分を超えてふさいでしまう高さの建築物、道路幅員が12m以下の場合は、道路の6mの範囲を超えてふさいでしまう高さの建築物をいいます。

私からの説明は以上です。

○ 小林博次委員長

何か質問がありましたら。

○ 早川新平委員

上の未診断と、それから未補強のところ、補強済みが8カ所ありますよね。その次のところの診断済みで未補強、一番右が未診断、これは順次今後されていく予定なのかな。

○ 伊藤建築指導課長

まず、最終目標としまして、当然耐震化を図っていくというところに目標を置いておりますので、当然大規模な建築物でありますので、耐震診断から始まり、補強の計画、補強の設計をして耐震補強工事というふうに時系列でも進んでいくわけですので、現段階では未診断のものであるとか、診断は行っても未補強のままのものはあるんですけども、最終的には耐震補強を行っていくように指導のほうを行ってまいります。

以上でございます。

○ 早川新平委員

それはおっしゃるとおりなんやけど、これ、補強しなくてもいいところと、それから、補強しなきゃならんところってありますよね。補強済みで、例えば国道1号に21対象棟数があって、補強済みが三つで、未補強が次の欄になると三つになっておるけれども、これはしなきゃいかんものなのか、する必要がないかというのはこれだけではちょっとわかんなかったの、それ、またわかるようなところ、しなくてオーケーなのかというところだけちょっと説明、お願いできますか。

○ 伊藤建築指導課長

済みません、ちょっと資料のほうでわかりづらい点があったかと思いますがけれども、基本的にこれら診断済みのもの全てが耐震性がないという判定を下っております、これら全体で6棟なんですけれども、診断が終わって未補強のもの6棟につきましては補強が必要ということで、今後補強していただくように補助の制度等の活用を進めながら啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。それなら、これ、早急に国のほうなりで働きかけていただきました

いなど。未診断については27棟もあるということは、目視でやってオーケーなのか、それとも、それ以外のところで全く何も手つかずなのかということだけちょっと説明、お願いできますか。

○ 伊藤建築指導課長

未診断という、この診断自体が当然専門家を入れての耐震診断ということですので、目視で行うという形のものではございません。当然道路をふさぐぐらいの高さの建物ですので、正確な耐震診断というところなので、目視でできるものではございません。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 小林博次委員長

ほかに資料に関して質問ございませんか。

○ 早川新平委員

未診断って27棟やけど、まず診断するのにどれぐらいのスパンを考えてみえるのか、全く10年かかるのか、1年で終わるのか、教えてください。

○ 伊藤建築指導課長

冒頭説明させていただきましたとおり、対象路線について耐震診断の義務化というところで指定させていただいています。平成33年3月31日までに報告をということなので、当然この期間内に診断を済ますように働きかけております。

規模が大きい建物であるだけに、補助の制度はございますけれども、一旦診断費用を、いわゆる補助金が出るにしても、建築主のほうで確保しなきゃならないという資金計画もございますので、すぐには難しいんですけれども、補助制度を創設以来、資金計画も立て

るような働きかけも行っておりますので、順次報告期限までに終わらせるよう働きかけていきたいと思っております。

○ 早川新平委員

国道1号と23号は、これは国管理でしょう。164号は県管理やんね。これは県がやるんやわな。国道1号、2桁の国道は国がやるのと違うの。

○ 伊藤建築指導課長

この対象路線がそもそも第1次緊急輸送道路という中で、第1次緊急輸送道路の中には国道もあり、市道もありというような中です。国道1号沿いにある対象棟数が、国道23号沿いにある対象棟数がという書き方で示しております、あくまで診断、最終的な補強も行っていただくのは建築主さんのほうということになりますので、国がということよりも、この事業全体が国の補助、県の補助、もちろん市の補助もあるんですけども、補助金としては建築主さんの応援をしていくわけですけども、行うのはあくまでも建築主という位置づけになってございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

俺、頭悪いでわからんのやけど、建築主とか、そこがちょっとわからんのやけど、わかりやすく教えてくれへん。

○ 伊藤建築指導課長

済みません、説明が悪かったようで。建物の所有者ということでございます。よろしかったでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

当然道路ですからつながっておるわけなんです、四日市市ですらこのような状況で、例えば国道1号、23号で、菰野町、桑名市、そちらのほうで倒壊しておったら通れないわけですよ。物資が来ないということを考えると、その辺近隣の市町との情報共有とか連絡はどうなっておるのか。

○ 伊藤建築指導課長

まず、耐震診断を義務化している対象路線というのを紹介させていただきました。これは三重県のほうで指定されたものでして、県も入れての第1次緊急輸送道路ということで、当然連続した路線ということで、四日市市の国道1号の部分とかそういうことではなくて、連続した形で緊急輸送道路が確保できるようにというふうに指定されております。

○ 伊藤嗣也委員

そうしますと、ここに載っておるのは県全体の数ですか。

○ 伊藤建築指導課長

済みません、これは県が指定している路線での四日市市における対象棟数ということで、県全体ですとちょっと数を把握しておりませんが、当然これより多いものになってございます。

○ 伊藤嗣也委員

私が聞きたかったのは、四日市市は当然こういうことを把握してやっていってもらわなアカンわけですが、つながっておる近隣市町が遅れておったら、このところ大事やから県のほうで会議する場があると思うんだけど、その場でもそういう発言を四日市としてきちっとやっていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 伊藤建築指導課長

四日市市としての耐震改修促進計画というものを定めるに当たっても、上位である三重県の耐震改修促進計画に基づいてというところで行ってございまして、県内の市町も集まってそれを定めております。ですので、第1次緊急輸送道路を耐震診断の義務化路線にするというところでは、他市町も同様に耐震化を進めていくという義務化が同じようにされて

おりますので、同じ温度で緊急輸送道路の安全を確保していくというところで進んでおります。

今後も会議の場をもって機会あるごとに同じように進捗していくように努力したいと思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 山口智也委員

緊急輸送道路については国の指示といたしますか、国の施策の流れで平成33年までにきちんと市のほうへ報告するようというふうになっていると思うんですけども、実際に大災害が起こったときに、四日市市で第1次緊急輸送道路以外に、例えば市立四日市病院と本庁をつなぐ道路でありますとか、そういうところは第1次緊急輸送道路の指定にはなっていないわけですね。

だけど、実際には現実のところを考えると、本市としてはそこがネックになってくるというか、そういうところもやっぱり視野に入れていかないと、それも四日市市の責任として、国の施策のどうこうではなくて、四日市市が主体となってそこはやっぱり考えていかないといけない部分かなとは思っているんです。そこら辺だけちょっと考え方があれば教えてもらいたいと思いますけれども。

○ 伊藤建築指導課長

まず、第1次緊急輸送道路を県のほうが指定していただいておりますけれども、当然市内における第2次、第3次、また、ほかの道路につきましても緊急輸送という面では重要な路線で、なおかつそういった位置づけがされておることです。我々としても、まずは第1次緊急輸送道路を県の指定に従って進めていくというところなんですけれども、既に2次、3次、4次まで対象建物につきましてはこちらで調査しております。次に、いわゆる1次がめどをついた段階で、これ、補助とかのこのことの制度の整理もございますが、そういったことも踏まえながら、次につなげていけるよというか、広めていけるような取り組みは進めさせていただいております。

ございます。

○ 山口智也委員

国の制度として、1次についてはやって、制度として声かけもしやすいし、進めやすい部分はあると思うんですけども、ただ、2次から4次については、国としての制度もないという中で、補助制度も当然ないし、気持ちはあるけれども、なかなかそこは手を出しにくいというところは実際あるとは思うんです。

ただ、やはり実際の四日市市にとってネックになるということは、それは国の制度とか指示とかを待たずに、補助の制度はつくれば一番いいですけども、そこが難しかったら、しっかりそこは周知だけでも徹底していくとか、そういう取り組みはぜひ期待したいなと思います。

以上です。

○ 伊藤建築指導課長

委員おっしゃられましたように、補助制度というのはなかなかすぐというところもあるかとは思いますが、補助制度の拡充というところも声を上げていくとともに、2次、3次、4次、現に建物を把握しておりますので、そういったところに対してチラシ、パンフレット等、もしくはホームページ等で啓発をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 森 康哲委員

電柱をなくして電線の地中化対策とかそういうところの条例化というのは考えているんですかね。緊急輸送道路や防災道路を設置していくに当たっての。今セットバックは緊急車両を入れるためにセットバックの条例をつくったんですよ。

○ 伊藤建築指導課長

電柱につきましては、建築指導課としては建物を対象にしているということもあ

して、現段階で電柱に対してという考え方まではちょっと及んでいないのが現状ではございますが、先ほど委員おっしゃられましたセットバックという形の緊急車両を通行させるためというところ、これは指導要綱でやっているんですけれども、これは建築指導法の中にもあるいわゆる生活道路を確保するという位置づけもありまして、電柱の地中化とかという観点とはちょっとずれたところもあるかとは思いますが、セットバックの事業とも絡めながら緊急車両も通行できるように、地道ではありますけれども、そういった取り組みを進めていきたいとは思っております。

○ 森 康哲委員

であるなら、委員長、ぜひそういう条例化に向けた中の議論の一つとしてこの中身に盛り込んでいただけるとありがたいんですけれども、よろしくお願いします。

○ 小林博次委員長

はい。

緊急輸送道路の関連はこれでよろしいか。

○ 伊藤嗣也委員

教えてください。

建築物というものは、建築基準法に関係すると思うんですけれども、例えば看板なんかいろいろ大きい、小さいがあらうかと思うんですけど、その辺ちょっとわかりやすく簡単でいいので、国道1号を走ったときにたくさんありますもんで、その辺が倒れても通れないというのも出てくるので、その辺ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○ 伊藤建築指導課長

看板についても建築基準法の中で4mを超えるものについては確認申請、いわゆる工作物という位置づけの確認申請の中で安全性、台風である暴風時とか地震時に対して安全なようにということの構造計算の審査も行って設置を認めていると、確認しているというように状況でございまして、今回の緊急輸送道路の中での対象としては、残念ながら工作物、いわゆる看板というものは含まれてはございません。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。私、何で伺ったかといいますと、非常に看板が多いんですね。それで、かなり腐食しておるのも建物の前に立っているケースが多いんです。

今4mという数字とか、今回含まれていないという今の話なんです、これ例えば四日市独自でその辺の調査というのはしておられるのでしょうか。例えば看板一つ倒れても、車が通れないと思うんです、そういう柱がありますから、パイプかなにか。その辺はどうなんですか。

○ 伊藤建築指導課長

看板については、先ほど委員のほうがおっしゃられましたように、老朽化によって落下して事故というのも他県で実際に起こっております。けが人が出たというのもございます。

そういったこともあって、これ、国主導にはなってしまいますけど、国からもフォローアップ調査ということで依頼が来ておまして、基本的には市街地の部分にはなりませんけれども、市街地のいわゆる道路に面した部分の看板については、我々のほうで目視なんですけれども、老朽化していないかの調査を行った上、老朽化しているものについては、所有者に対して通知等を行っておるといった状況でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。この程度にさせてもらいますけれども、通知というのは、何とか努力してくださいという通知やと思うんですけど、強制力はないと思うんです。ただ、私が心配しているのはその辺がありますので、今後その辺も含めて十分検討してください。よろしくお願いします。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ほかにありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

なければ、ここで10分ほど休憩をとらせていただいとすることにしたいと思いますので、よろしくお願いします。こっちの時計で35分、よろしく。

14 : 24 休憩

14 : 35 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開させていただきます。

その次に2ページ、裏面です。三重県管理河川堤防の耐震対策、これについてご説明をいただきたいと思います。

○ 伴河川排水課長

河川排水課、伴でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、三重県管理河川の堤防の耐震対策についてご説明させていただきます。

三重県におきましては、県管理河川の河口付近の堤防につきまして、大規模地震、津波の発生に備えて、まずは現状の施設機能の確保を優先している状況でございます。

そういった中で、当面の対策といたしまして、まず、堤防機能等が壊れにくく、粘り強い機能を確保することで被害の軽減を図るため、平成23年から24年にかけて河川堤防の老朽化調査を実施しておりますが、この調査に基づきまして、堤防機能が例えばひび割れですとか破損で機能低下を起こしておるような箇所につきまして、平成25年度から補修に着手しております。対策としましては、27年度に完了している状況でございます。

下の表のほうで県管理河川、河口付近の5河川につきまして、平成25年度から27年度、主には27年度の施工になりますが、それぞれの河川におきます対象箇所数を上げさせていただいております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

質問があればよろしくお願いします。

○ 早川新平委員

脆弱箇所がこれだけあって、平成27年度でもう全部終わったという解釈でええの。それ以外の堤防では脆弱箇所がもうないということ、そういう理解ですか。

○ 伴河川排水課長

確認いたしましたところ、この5河川につきまして河口付近、河口付近といいますのは、津波の浸水想定範囲、おおむねその範囲を調査しておりまして、この平成23年から24年にかけて実施した調査で発見したところにつきましては、この箇所の対応で済みとなっておりますという状況にあります。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

津波の河川の遡上なんていうのはまだ出てへんと思うておるのやけど、どこまでかって。それで到達ラインとかという話が今出たんで、どうなの、もう出ておるのかな。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。

先ほど早川委員のほうから、河川をさかのぼる津波のということでご質問ございましたけれども、今のところそのような情報はちょっとないと思います。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ちょっと理解、わからんのやけど、遡上高とか遡上が、今、伴課長の説明やとこの辺まで到達するやろうという、具体的に河口から5 kmとか、そういう具体的な数字は出ていなかったの、そうすると河川の遡上高が出ていないのは私らはまだ聞いているんやけれども、どの辺まで遡上するのかなというところとちょっとそごが出るのと違うのかなと思って。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。河川の遡上ということではございませんでして、浸水の想定ライン、おおむね浸水の想定ラインのところまで見たというふうに聞いております。

○ 早川新平委員

ちょっと理解、わからんのやけど、浸水ということは、津波が河川を遡上していくラインのところまでの長さということなのか、そこから越水するのかとか、越水のことはいなくて、大体到達ラインとおっしゃったので、到達ラインであれば、津波の遡上高も当然出ているんじゃないですかということ伺っているのに、別に責める気は全くないんやに。きちっとしたことがわかっていないのに、津波の到達ラインという言葉が出たのでお伺いしているだけです。

(発言する者あり)

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

早川委員のほうからご指摘いただきましたように、ちょっと不明確なところをお答えしてしまったと思います。その辺は三重県のほうからこういう委員会からのご質問に対してこういうふうにお答えしたいという形で資料を頂戴しましたもので、早川委員のご指摘の点までちょっと確認いたしていないのが現状でございます。

ただ、津波想定が出た段階で5 mラインが一つのラインになっておりましたので、後でまた三重県のほうに確認いたしますが、5 mラインが一つの確認ラインになったのではないかと推測はいたしております。ちょっと申しわけございませんが、そこまでヒアリングをかけておりませんでしたので、次回までに確認させていただきたい、そのように考えております。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 山口智也委員

資料では県管理の河川ですけれども、国の例えば鈴鹿川なんかのこういったひび割れと

か、そういった状況というのは把握されていますか。

○ 伴河川排水課長

鈴鹿川でございますが、ひび割れ等というか、今現在液状化対策の調査をしております。過去に一度、鈴鹿川については、必要な箇所について液状化対策はしておりますが、その後、東日本大震災を受けまして、また見直しがかかりまして、現在新しい仕様書に基づいた調査を今年度実施しておると伺っております。

○ 山口智也委員

その流域の塩浜あたりとか、そういうところで実際にクラックとか、川の水が堤防からしみ出ているとかという情報も聞いて、それは鈴鹿川の河川事務所のほうへ連携とって動いてもらっていたりもしているんですけども、そういった情報を定期的にとか随時でもしっかり市と国、県と、今回これ資料を出してもらったのも、わざわざ県のほうへ確認とってもらったということだと思えるんですけども、定期的な情報交換というか情報共有をぜひそれはしっかりやっていってもらいたいなというふうに思います。意見です。

○ 山本都市整備部長

山口委員のほうからご紹介ありましたように、確かに鈴鹿川においても漏水箇所というところはございます。その関係で水防計画として三重県のほうもまとめていただいて、重要水防箇所というところで、このあたりのところは注意すべきだというところで情報共有しながら、鈴鹿川の場合には河川事務所さんのほうがいろいろ情報を出していただいております。前回の5号台風のときには非常に水位が上がったものですから、避難勧告等の相談についてもホットラインによって情報提供していただきながら対応に当たったというところはあります。その辺の中で、対応に当たらせていただいているのは現状でございます。私からは以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 山口智也委員

やっぱり何かがあったときということではなくて、それを市が、市内のことですので、何か異常を常に把握しておってもらいたいというのがあるので、定期的なそういった機会というか、そういうのはしっかり設けていってほしいなというのがありますので、今後ご検討いただきたいなというふうに思います。

○ 小林博次委員長

よろしいか。ほかに。

○ 伊藤嗣也委員

補修が終わったわけですが、一番上の護岸のクラックの補修なんですけれども、これ、上の3行目に書いてある、壊れにくく粘り強い堤防機能を確保ということで、どのような補修をされたんでしょうか。

○ 伴河川排水課長

こちらの中では、下の表にもございますように、多いところでは護岸のクラック補修、クラックがございますと、そこから水が浸透して堤防が弱くなるというのがございますので、多くはクラック補修というふうに伺っております。

○ 伊藤嗣也委員

ですから、どのような補修方法を、いろんなやり方があるわけなんですけれども、ここに壊れにくく粘り強い堤防機能と書いてあるので、どのようなクラック補修方法をとったのかということ。

○ 伴河川排水課長

済みません、こちらのほうで粘り強いというのは、まず、堤防自身が水を受けて弱くならないようにということで、対策としましてはひび割れ対策が多いわけなんですけど、既存のブロックを積みかえるのではなくて、クラック部分に注入等をして補修をするというのが多いと伺っております。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、樹脂の注入をしたという理解でよろしいんですか。要は修理の内容が多分ご存じないような感じやもんで、これ、大事なんですよね。雨が入っていったらどんどんどんどん冬凍ってまた、要はコンクリートにクラックが入ったら、そこはどんどん広がっていくので、何か注入しておると思うんですけれども、やっぱりそこをきっちり把握しておかないと、せっかく補修しても、どんなことをしたんやってわからんようではあかんで、それは補修内容ももう少し詳しく説明をできるようにしておいてください。よろしくをお願いします。

以上です。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。また細かく内容のほうは確認しておきます。

○ 樋口博己委員

河口付近という表現なんですけれども、河口付近というのは一般的にどれぐらいを河口付近と言うんですかね。だから、河口からどの辺ぐらいは調査して補修したということなんでしょうけれども。

○ 伴河川排水課長

済みません、先ほどもございましたように、浸水の想定ライン、おおむねそのラインをめどにというふうに伺っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そう言われると、また改めて次回、確認ということですね。

これ、そうすると、河口付近は確認して大丈夫だと思うんですけど、その先は補修計画とかチェックとかは、チェックはやっていると思いますけど、補修計画とかそういうのはお聞きいただいていますか。

○ 伴河川排水課長

申しわけありません。現在確認させてもらいましたところ、これまでの耐震対策の実績というところでお伺いしまして、その中でこの資料をつくらせてもらった内容が全てなん

ですが、補修計画等、また確認はさせていただきたいと思います。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

ほかにありますか。

県のほうで河川を津波が遡上する、この論議が出ておったけど、それ、資料あると思うんやけど、あればまた確認して出してください。

それから、ちょっとわからんことがあるんやけど、例えば海蔵川なんか農繁期やと水門閉じてあるよね。津波が来ると、あれ、中に入らんことに逆になると思うんやけど、だから、その辺どのぐらいの高さで、5 mの防潮堤と同じぐらいまで水門が閉まるのかちょっとわかりませんが、それから、大井の川も水門があるよね。だから、それで津波が入らんのやったら、ほかの川も二つ、三つ樋門を取りつけりゃ、河川を津波が遡上して被害が出るということは防げるわけやもんな。

それから、野田なんかやと、大雨が降ると浸水は6 mと書いてありましたけど、内陸部でほかもそんなところがあったと思うので、そこと津波が連動するようなことがあるのかないのかわかりませんが、もしそういうことが論議されているということがあれば、また後ほど聞かせてください。難しい。

○ 山本都市整備部長

断片的なところしかお答えできないのが事実でございますが、先ほど最後にありましたように、大雨が降っているときと地震が発生するということは極めてまれだという整理で、考えられていないのが現状だというふうに認識をしております。それは以前に伺ったことがありますので、単独で考えているのが今現状だろうと思います。二つのシミュレーションを重ねると非常に煩雑になるという点ではないかと思えます。

そして、全般的なお話としてあれなんです、鈴鹿川につきましては、昨年、三重河川国道事務所のほうで河川計画の新しいものを作成されておられます。そして、三重県におかれましても、河川のいろいろな計画を今作成いただいている途中でございます。

その辺が出てくる中で、いろんところがまた新たになってくると思いますし、今現在三滝川については、近鉄線付近のところを整備願っておりますが、分派のところあたりもいろいろと計画を練っていただいておりますので、その辺の中でもいろいろ検討していた

だいていると伺っておりますので、ただ、委員長ご指摘のありましたように、樋門と津波のというのは正直伺ったことがない点でございますので、三重県さんとしてどういうふう
に整理をされているのかというのはちょっと確認させていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○ 小林博次委員長

それと、朝明川なんか河床が高いよね。だから、大雨が降るとすぐ水がこぼれて困るん
やけど、あれなんかも農業用の取水口、堰をつくってそこから水をくむけど、ポンプに変
えるとか、時代が変わったので、そんなような論議はないんですかね。

ただ、ちょっと知りたいのは、掘り下げると、そうすると、津波は元気よくもっと奥ま
で行く。だから、その辺がちょっとよくわからん。さまざまな議論はあるかと思うんで、
データでもあるようなものがあればお出しいただきたいし、なければまたご検討いただき
たいなど、こんなふうに思います。

ほかの方、ご質問ありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

なければ、この項はこれで終わります。

前回、森委員のほうがちょっと質問した件があったので。

○ 川尻道路整備課参事・課長

道路整備課、川尻でございます。

国道1号の富田の高架橋について耐震の数字的な資料がないかということで、今、国土
交通省のほうに問い合わせをしております、ちょっとまだ今どんなものを出すとかは決
まっていないということで資料をもらっていないので、きょうちょっとお示ししてござい
ませんが、改めて資料を請求してまいります。

○ 小森危機管理室政策推進監

危機管理室、小森でございます。よろしくお願ひいたします。

拠点防災倉庫と緊急輸送道路の指定について確認をいただきました。

昨年度、南部に拠点防災倉庫の整備が完了いたしまして、今年度、北部の拠点防災倉庫が整備完了予定でございます。今後、総合防災拠点の整備も進めていく中で、緊急輸送道路の指定につきましては、道路部局と協議を進めながら指定について検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 森 康哲委員

今現状は指定されていないけれども、今後指定していくと、整備も含めてしていくという方向で、方向性だけ確認したいんですけど。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

先ほど政策推進監のほうで申しましたように、防災倉庫のところに行くまでの道についてはこれからもう一度整理をして、いざというときには啓開ができるような形の方向で進めていきたいというふうに思っています。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

これで前回の質問は大体整理、終わったと思うんですけど、よろしいですか。

そうしたら、特に次回にこういう資料を出してということがもしあれば。

○ 樋口博己委員

済みません、次回の資料ということではないんですが、きょうも東北地方のJアラートのことがありまして、何ができるって、何もできることないんですけど、避難の項目か何かで、少しそういう特殊な災害というのか事例に対する避難のそういう意識も大事だというようなこともどこかで少し議論いただけたらなと思います。済みません、追加提案になりましたけど、よろしくお願いいたします。

○ 小林博次委員長

避難の関係で何か資料がもしあればまた。さまざまな避難があるので、津波の来る避難の仕方と。

○ 蒔田危機管理室長

委員のほうからは国民保護というテーマで先ほどご質問がございまして、避難のことです。

実は国民保護のターゲットといいますか、やってくるという手段がミサイルもあればテロもあり、いろいろあります。それぞれに応じて、四日市市のほうでも避難実施要領というのは実はつくっております。つくってはありますので、資料提供をさせていただくことは可能になります。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

では、資料をまた出してください。

ほかにありますか。

○ 早川新平委員

次回のときに主要幹線の橋梁とか、それが、耐震がどこまでできておるかとかわかっておいたら出していただきたいんですけど、主要道路の。

○ 川尻道路整備課参事・課長

資料を用意させていただきます。

○ 早川新平委員

お願いします。

○ 小林博次委員長

とりあえずこんなところですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、その次の項に移ります。

行政視察の日程については、この前、10月30日から11月1日の3日間、行く場所は熊本県、岡山県内、こんなことで資料を送付させていただいたと思いますが、そういう日程でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そういうことで準備させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

それでは、その次に今後の日程で第6回、第7回ですが、第6回は10月16日または17日、16日は午後1時半、17日も午後1時半、こういうことですが、まず、16日、都合の悪い人。都合悪い。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

じゃ、16日で決めさせていただきます。16日の午後1時半。

第7回、これが11月14日、午前10時または午後1時半、それから、11月17日、午前10時から、この2案ですが、まず、17日の午前10時、都合の悪い方。

違う、これ、午前でよろしいか、そうしたら。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

14日、午前10時。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

いや、14日。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

11月14日の午前10時、よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

16日が都合悪いの。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

11月14日の午前10時でいいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

そうしたら、第7回が11月14日の午前10時から開かせていただきたいと思います。

きょうの会議はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

15:00 閉議